

くまもっと旅スポコンテンツ販売促進事業業務委託 に係るプロポーザル募集要項

1 趣 旨

熊本県では、熊本県スポーツツーリズム推進戦略「くまもっと旅×スポーツ推進戦略」にてスポーツ・アクティビティと熊本観光の強み（温泉・食など）を組み合わせたコンテンツの開発を戦略の1つと位置付け、「熊本の多彩な温泉（泉質）・食を活用したウェルネスツーリズムの推進」を図ることとしている。

本事業の実施を通じ、年々高まる健康意向を観光ニーズと捉え、「気軽に参加、楽しく参加。一人で参加、何でも楽しめる」をコンセプトとし、これまでの観光で得ることのできないような解放感とストレス解消を実現し、普段の生活の質（QOL）の向上を目指します。

なお、これらの取組みは、関係者で組織するワーキンググループでの議論等を通じて行う。

2 委託業務

「くまもっと旅スポコンテンツ販売促進事業業務委託仕様書」のとおり。

3 企画コンペの概要

- (1) 名称 くまもっと旅スポコンテンツ販売促進事業業務委託に係るプロポーザル
- (2) 課題 委託業務に関する具体的手法と実施内容に関する企画・提案
- (3) 主催 くまもっと旅スポコミッション
- (4) スケジュール

令和7年（2025年）	10月10日（金）	県HP・コミッションHP公表
	10月17日（金）	質問書 提出期限（正午必着）
	10月24日（金）	参加表明書 提出期限（正午必着）
	10月29日（水）	企画提案書 提出期限（正午必着）
	11月 5日（水）	プレゼンテーション審査（予定）

4 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。

ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。

（3）都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県及び熊本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。

（4）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。

（5）手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。

（6）賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。

（7）当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（8）コンソーシアムで参加する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては、代表団体が行うこと。

イ 参加表明書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ 提案については、一参加者につき一提案に限る。また、グループの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となること、又は単独で提案を行うことはできない。ただし、企画提案時点で単独又は他コンソーシアムの構成員となっていた事業者が、事業受託事業者決定後に、他の事業者又はコンソーシアムから業務の一部を受託することは可能である。

5 質問書

募集要項や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問は質問書（様式第1号）により、電子メールで送信するものに限る。また、必ず受信を電話で確認すること。なお、電話による質疑は一切受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年（2025年）10月17日（金）正午まで

(3) 受付時間

平日 9:00～17:00

※最終日については正午までとする。

(4) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(5) 質問への回答

(1)の質問書に対する回答書は、電子メールで回答する。なお、回答は、必要に応じて熊本県ホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

6 参加表明書

参加希望者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 添付書類

(ア) 誓約書（様式第3号）

(イ) 企画提案参加者の同種業務の実績（様式第4号）

(ウ) 会社概要及び業務実施体制調書（様式第5号）

(エ) 貸借対照表及び損益計算書（直近1事業年度分）

(オ) 定款の写し

(カ) 事務所の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内、写し可）

(キ) 納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明）

※様式については、提出日時点において記載すること。

※熊本県競争入札参加資格（業務委託）を有する参加希望者については、上記（ア）、（エ）～（キ）の提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

(2) 提出期限

令和7年（2025年）10月24日（金）正午まで

(3) 受付時間

平日 9:00～17:00

※最終日については正午までとする。

(4) 提出先及び提出方法

本文書末記の提出先に提出すること。

持参又は郵送により提出すること。電送（FAX、電子メール）による提出は受け

付けない。

なお、郵送の場合は提出受付期間内必着とする。

7 企画提案書

(1) 企画提案書

次の項目を盛り込んで作成すること。

ア 表紙（様式第6号）

イ 概要・企画コンセプト

※今回提案する企画の概要をA4版縦1枚で分かりやすく簡潔にまとめること。

ウ 企画の提案とその理由

エ 企画内容に応じたスケジュール（管理運営計画含む）

オ 本業務に携わるスタッフの役割、特長（強みなど）、実績等

カ 参考見積額

※見積書は自社様式とする。但し、業務項目ごとの内訳を記載すること。

(2) 提出部数 正本1部 副本4部

※副本には応募者が特定できるような社名・デザイン・記述はしないこと。

(3) 提出期間

令和7年（2025年）10月29日（水）正午まで

(4) 受付期間

平日 9:00～17:00

※最終日については正午までとする。

(5) 提出先及び提出方法

本文書末記の提出先に提出すること。

持参又は郵送により提出すること。電送（FAX、電子メール）による提出は受け付けない。

なお、郵送の場合は提出受付期間内必着とする。

(6) 注意事項

ア 提案者名は、提案書の表紙（様式第6号）以外には記入しないこと。

イ サイズは原則A4版とし、クリップ止め（テープ等で止めない）をすること。

8 応募者（参加表明書・企画提案書提出者）が多寡となった場合の措置

(1) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

(2) 応募者が1社の場合でもプレゼンテーション審査を実施する。

(3) 企画提案書等提出者が6者以上となる場合は、提出を受けた企画提案書等を基に、担当部局で書類審査を実施し、プレゼンテーション参加者（5者上限）を決定する。

9 予算額

2,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

応募者の提示額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は企画コンペ実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、応募者が提示した額とは必ずしも一致しない。

10 受託者の選定方法

（1）プレゼンテーション審査

提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を実施し、次の評価項目に基づき最も事業効果が高いと見込まれる提案者を受託者として選定する。なお、基準点を下回った場合はその限りではない。

評価項目	
①	基本事項 ・課題整理や業務内容の理解ができているか。
②	業務遂行能力 ・業務遂行に必要な組織体制が構築されているか。 ・本業務遂行に資する業務の実績はあるか。
③	企画提案内容 ・次の各項目において、より良い業務成果が見込める提案か。 ① 各コンテンツ（旅行商品）事業者へのコンサルティングや情報発信ツールの作成について、効果的な内容及び手法となっているか。 ② スケジューリングは適切か。
④	概算経費 ・見積額は妥当か。 ・コスト削減に向けた工夫が図られているか。

ア プレゼンテーション審査は、令和7年（2025年）11月5日（水）を予定。

場所・時刻等詳細は後日、参加表明者に対し通知する。

イ 審査時間は計30分間（プレゼン20分、質疑応答10分）とする。

ウ あらかじめ提出された企画提案書のみを使用する。プレゼンテーション審査時の追加資料類は受理しない。

エ プレゼンテーションに参加しない場合は、受託意思がないものとみなす。

オ 審査結果は、全てのプレゼンテーション参加者に対し電子メールにて速やかに通知する。

（2）注意事項

事業実施にあたっては、提案内容をベースとするが、詳細は協議のうえ変更する場合がある。

1 1 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、委託者の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき。
- (8) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (9) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(様式第7号)を提出すること。

【提出先、お問合せ先】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

くまもつと旅スポコミッション事務局(スポーツ交流企画課内) 担当:新木、田島

TEL: 096-333-2356 FAX: 096-381-3343 Eメール: araki-k-dk@pref.kumamoto.lg.jp